

豚熱の疑似患畜発生に伴う神奈川県危機管理対策本部の 設置及び神奈川県危機管理対策本部会議の書面開催につ いて（第1報）

本日（12月25日）、宮城県の豚飼養施設において豚熱の患畜が確認されました。また、当該豚飼養施設から足柄上郡の豚飼養施設に導入された豚5頭についても、疑似患畜と判定されました。県では、本日、知事を本部長とする神奈川県危機管理対策本部を設置し、書面により神奈川県危機管理対策本部会議を開催し、別添のとおり、対処方針を定めましたのでお知らせします。

《会議開催の概要》

第1回神奈川県危機管理対策本部会議の開催

- 1 開催日時：令和3年12月25日（土）書面開催
- 2 議 題：
 - ・豚熱に対する県の対応について（神奈川県危機管理対策本部会議対処方針の決定）

《今後の予定》

- ・本日、19時頃から殺処分開始予定

《報道機関へのお願い》

- 1 発生現場での取材は、本病のまん延を引き起こす恐れがあることからお控えください。
- 2 今後とも、発生現場等が公表されて、関係者が混乱することがないように、ご協力をお願いします。
- 3 豚熱は、豚やいのししの病気であって人に感染することはない、仮に豚熱にかかった豚の肉や内臓を食べても人体に影響はありません。また、感染豚の肉が市場に出回ることはありません。

- ・資料 豚熱に対する県の対応について〈神奈川県危機管理対策本部会議対処方針〉

問合せ先

（発生状況に関すること）

神奈川県環境農政局農政部畜産課

課長 高尾 電話 045-210-4500

安全管理グループ 田中 電話 045-210-4518

（本部会議に関すること）

神奈川県くらし安全防災局危機管理防災課
課長 能戸 電話 045-210-3420
調整グループ 山本 電話 045-210-3425

豚熱に対する県の対応について
〈神奈川県危機管理対策本部会議対処方針〉

本日（12月25日）、宮城県内の豚飼養施設から足柄上郡の豚飼養施設に導入された豚5頭が疑似患畜と判定されましたので、次のとおり対処方針を定めます。

1 防疫対策

家畜伝染病予防法第16条（と殺の義務）、第21条（死体の焼却等の義務）及び第23条（汚染物品の焼却等の義務）の規定に基づき、家畜の所有者たる豚飼養施設が自ら疑似患畜を殺処分し、死体や汚染物品を焼却処分します。また、防疫措置の規模が小さいことから、現地危機管理対策本部は設置せず、現地対応は家畜保健衛生所が中心となって行います。

（1）人員体制（応援職員の確保）【環境農政局】

家畜保健衛生所を中心に畜産関係所属で現地対応が可能なことから、各局等の応援人員（獣医師や保健師等を含む）は要さない。また、国、都道府県、市町村及び協定締結先等の関係団体への応援人員の協力についても依頼しない。

（2）資機材の確保【環境農政局】

当該豚飼養施設及び必要に応じて家畜保健衛生所に備蓄している資機材を活用する。（運搬についても畜産関係所属で対応）

（3）当該豚飼養施設における防疫措置（殺処分等）【環境農政局】

当該豚飼養施設が疑似患畜を殺処分し、殺処分した死体や汚染物品は密閉容器に格納のうえ、焼却施設で焼却処分する。

当該豚飼養施設は、疑似患畜が飼育されていた施設を消毒する。

家畜保健衛生所は、上記の防疫措置について必要な助言指導を行う。

当該豚飼養施設で疑似患畜と隔離され飼育している豚4頭については、当該豚飼養施設からの移動を禁止し、防疫措置完了の翌日から28日間の経過観察を行ったうえで異状がない場合は移動禁止を解除する。

（4）死体等汚染物品の焼却場所の決定【環境農政局】

当該豚飼養施設が平時から利用している感染性廃棄物処理業者で処理することとし、環境農政局は処理業者が所在する自治体と受入の調整を行う。

（5）移動・搬出制限区域の設定、消毒ポイントの設置【環境農政局】

本県はワクチン接種区域であることから、移動制限区域・搬出制限区域は設定せず、消毒ポイントも設置しない。

（6）県内豚飼養施設の豚熱感染拡大の防止【環境農政局】

感染拡大を防ぐため、県内全ての豚飼養施設に対し、野生動物の侵入防止や消毒の徹底等を要請するとともに、異常豚の早期発見と家畜保健衛生所への早期通報を徹底する。

2 当該豚飼養施設への支援【環境農政局】

疑似患畜の殺処分や汚染物品の焼却処分に対し、家畜伝染病予防法の規定に基づき、国の手当金交付や費用負担に係る支援を行う。

3 施設への立ち入りや、取材の自粛要請【環境農政局、くらし安全防災局】

当該豚飼養施設への立ち入りや、取材の自粛要請を徹底する。

4 知事メッセージの発出【環境農政局、くらし安全防災局】

県の豚熱対策の県民への周知、防疫措置や風評被害の防止などの県民への理解と協力を求めるため、知事メッセージを発出する。

※【 】は、主に対応する機関

令和3年12月25日

県内における豚熱疑似患畜発生にあたっての知事メッセージ

県民の皆様へ

- 本日、宮城県内の豚飼養施設で豚熱が確認されたことに伴い、当該豚飼養施設から足柄上郡の豚飼養施設に導入された豚が疑似患畜と判定されました。
- 豚熱は、豚やいのししの病気であり、人に感染することはありません。また、感染した豚の肉が市場に出回ることはありませんが、仮に感染した豚の肉を摂取しても人体には影響がありません。
今回の疑似患畜は閉鎖施設で飼養されていた豚であることから、周辺の農場に拡がることはありません。
- 引き続き本県では、豚熱が発生した際の防疫措置や、発生防止対策などに、全力で取り組んでまいります。